

高砂市文化振興基本方針

～文化を大切にし、ふるさとを愛する人が集うまち高砂～



〈尉姥祭〉

目 次

はじめに	1
第1章 基本方針策定にあたって	2
1 策定に至る経緯	
2 策定の目的	
3 位置づけ	
4 設定期間と進捗状況の評価・検証	
5 目指す姿	
第2章 基本理念	4
第3章 高砂市における文化の現状と課題	6
1 文化活動の現状	
2 文化を取り巻く課題	
第4章 基本目標	8
第5章 文化振興の担い手とその役割	10
第6章 基本施策・施策の方向	12
1 文化を担う人材の育成、活用	
2 文化資源の発掘、保存、活用	
3 文化を基盤に市民、団体等、市との連携	
4 文化交流の促進	
5 文化による産業振興や地域の活性化	
高砂市文化振興の体系	25
資料編	
1 高砂市文化振興条例	29
2 高砂市文化振興審議会規則	32
3 質問書及び答申書	34
4 高砂市文化振興審議会委員名簿	35
5 高砂市文化振興基本方針検討経過	36
6 高砂市の文化施策等のあゆみ	38
7 高砂市における文化振興に関する調査結果	39
8 文化振興に関するアンケート（高校生対象）集計結果	68

謡曲

高砂

たかさご
のうらぶね
こ乃浦舟に帆をあげて
月もうともに出汐の
こ乃浦舟に帆をあげて

たかさご
のうらぶね
こ乃浦舟に帆をあげて
月もうともに出汐の
こ乃浦舟に帆をあげて

はや住吉に着きにけり
はや住吉に着きにけり
遠く鳴尾の沖過ぎて
波乃淡路の島影や

謡曲「高砂」のあらすじ

肥後の国（現在の熊本県）阿蘇の宮神主の友成は、都へ上る途中、高砂の浦に立ち寄ります。

そこに老夫婦が竹耙（熊手のようなもの）と杉箒を持って現れ、松の木蔭を搔き清めます。その老夫婦に神主は高砂の松について問いかけると、尉は、これこそが高砂の松で、自分は住吉に住み、妻の姥は高砂に住む夫婦であると教えます。夫婦でありながら離れて住んでいることを不思議に思う神主に、姥は、心が通い合っていれば離れていても遠くはないと言えます。さらに、松は古くから和歌にも詠まれ、四季を問わず、千年変わらぬ縁をたたえており、中でも特に名高い高砂の松は、末代までも相生の松と言われて、めでたいものであるとその謂われを語ります。

そして、この老夫婦は、私たちは高砂と住吉の相生の松の精であり、住吉で待つと言い残して、沖の方へ姿を消しました。

神主は、高砂の浦人に先ほどの老夫婦に出逢ったことを話し、浦人の船に乗って住吉へ向かいます。

住吉に着くと住吉明神が現れ、月の光が残雪に輝く中、住吉明神は神々しく颯爽と舞い、平和な御代を祝福するのでした。

はじめに

高砂や この浦舟に 帆を上げて・・・謡曲「高砂」ゆかりの地として古くから知られる風光明媚な海浜と高砂神社に残された相生の松とともに、平和と長寿の象徴として知られる「尉と姥」の発祥地でもある高砂は、恵まれた自然の中で栄えた歴史と伝統を持つまちです。

また、古代より竜山石の宝庫として採石産業が栄え、現在多くの石棺や石造物が残されており、中でも石の宝殿は日本三奇の一つとして有名です。

昭和 29 年高砂市が誕生し、市は文化都市としての目標を掲げ、市民は行政とともに文化向上のために力を注いてきました。

昭和 44 年の文化会館完成記念で行われた「能と謡曲大会」は今も「高砂観月能」として受け継がれており、昭和 39 年から実施されている菊花展覧会は、平成 24 年に第 45 回目を迎えました。

昭和 54 年には市民合唱団を中心とした高砂第九合唱団を結成し、播磨地域初の「第九交響曲の夕べ」を開催するなど、文化都市高砂を目指して活動を始めました。

昭和 63 年、高砂市は謡曲「高砂」と平和と長寿の象徴「尉と姥」のいわれの発祥地であることを現代に受け継ぐため、“ブライダル都市宣言”を行いました。記念事業として「ブライダル高砂」を開催し、ブライダルショー（高砂式結婚式）を実施するなど、その時代にふさわしい高砂の文化を創造してきました。

一方で、市民それぞれの文化活動を行政が支援し、昭和 52 年文化連盟が設立され、各種団体による文化活動はさらに活発になりました。

また、市内各地域における秋まつりは、ますます盛大に行われ、多くの市民が参加し、その伝統を受け継ぎ、守り、地域の絆となっています。

このように、高砂市は豊かな歴史を誇り、その伝承に市民それぞれが努力を重ねているまちです。しかし、今、災害や経済不況など難しい時代にあって、今こそ、わたしたち一人ひとりが文化の担い手であることを自覚し、この文化の伝承を未来の人たちへの責任として、大切に取り組んでいく必要があります。そのため、市民と行政が一体となって、今後の文化振興についての計画を行い、実行していくかなければなりません。



＜五代目相生の松＞

第1章 基本方針策定にあたって

1 策定に至る経緯

(国の経緯)

平成13年12月に文化芸術振興基本法（以下「基本法」という。）が制定され、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されました。

また、基本法の施行後、第1次基本方針（平成14年12月10日閣議決定）、第2次基本方針（平成19年2月9日閣議決定）に続き、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえて第3次基本方針（平成23年2月8日閣議決定）が策定されました。

(市の経緯)

本市では平成23年3月、第4次高砂市総合計画を策定し、人が文化をつくり、文化が人をつくるにぎわいとうるおいのあるまちづくりを推進するため、将来像を「郷土に学び未来を拓く 生活文化都市 高砂」と設定しています。

また、将来都市像の実現に向けて7つの基本目標を掲げ、「ふるさとを愛し思いやりとたくましさが育つ教育文化都市」がそのひとつとして位置づけられています。

この総合計画のスタートに合わせ、文化そのものの振興に加え、文化を活かしたまちづくりを市全体で取り組んでいくことを目的に、平成23年3月に高砂市文化振興条例を制定しました。

2 策定の目的

この基本方針は、高砂市文化振興条例第5条に基づき、条例の目的である文化振興によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

3 位置づけ

この基本方針は、高砂市文化振興条例第5条第1項の規定に基づき策定するものであるとともに、本市の第4次総合計画における分野別計画「教育文化」中の施策「創造性豊かな芸術文化の振興」として位置づけられます。

4 設定期間と進捗状況の評価・検証

この基本方針の設定期間は、平成25年から平成34年までの10年間とします。ただし社会情勢の変化や取り組みの成果等を踏まえ、設定期間の前半が経過した時点で、見直しを

図ることとします。

また、基本方針に基づく施策の進捗状況については、各施策の特性を十分に踏まえ、年度ごとに高砂市文化振興審議会が評価・検証を行うこととし、併せて有効な評価方法の確立に努めます。

5 目指す姿

まちの文化を次世代に引き継ぐとともに、新たなまちの活力を生み出すため行政と市民、団体等が協働して、文化活動の振興と文化の持つ力によるまちづくりに取り組むことにより

“文化を大切にし、ふるさとを愛する人が集うまち高砂”

の実現を目指す姿とします。



〈高砂海浜公園〉

第2章 基本理念

高砂市文化振興条例

(基本理念)

- 第3条 文化の振興によるまちづくりに当たっては、文化活動を行う市民、団体等の自主性及び創造性並びに文化活動の多様性が尊重されなければならない。
- 2 文化の振興によるまちづくりに当たっては、高砂という地域の特性あふれる文化の保存、継承、発展、及び活用がされなければならない。
- 3 文化の振興によるまちづくりに当たっては、市民全てが文化を創造し、学び、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民、団体等の文化活動が活発化するような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化の振興によるまちづくりに当たっては、文化活動を福祉、教育、地域社会、産業等他の分野の活動に連携させ、市の活力が高められなければならない。

(説明)

文化の振興によるまちづくりに関する施策を推進するに当たっての基本的な考え方を示しています。

文化の振興によるまちづくりは、行政だけではなく、市民、団体等がそれぞれ、その役割を担っているものであり、地域全体で考え、取り組むべき課題であることから、市と市民、団体等が一体となり、共通の目標として取り組んでいく上での考え方を基本理念としています。

1 「文化活動を行う市民、団体等の自主性及び創造性並びに文化活動の多様性を尊重」

文化活動は、市民、団体等の自主性、創造性、多様性による自由なものであり、行政などがその内容に介入したり、干渉したり、特定の文化や、そのあり方を押しつけたりということをすべきではないと特に留意することを定めています。

この自主性、創造性の尊重は憲法第21条の「表現の自由」に規定され、文化芸術振興基本法の基本理念においても示されています。

2 「高砂という地域の特性あふれる文化の保存、継承、発展、及び活用」

本市には、これまで培ってきた歴史の中で生まれた、また、先人が守り育ててきた独自の文化、風習があり、これらの宝とも言うべきその活動、景観、文化財（地域の宝を含む）、伝統などを保存し、次世代に継承していくことは、今を生きる私たちの務めであり、また、使命でもあります。

また、それらを発展させ、また、活用することは、市民、団体等の文化活動の活発化や地域の振興にもつながることになります。

3「市民全てが文化を創造し、学び、及び享受することができることを尊重し、市民の文化意識が高まり、市民、団体等の文化活動が活発化するような環境の整備」

すべての市民が年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、文化を創造すること、学ぶこと、享受することは、憲法第13条に規定される「幸福追求権」の一つとして、人々が生まれながらにして持つ権利であると考えられており、文化芸術振興基本法の基本理念においても示されています。

市民が等しく文化活動に参加できるよう、イベントや行事の開催、施設の整備充実、機会や場の提供、条件の改善、情報の提供など、その環境の整備を図っていくこととしています。

4「文化活動を福祉、教育、地域社会、産業等他の分野の活動に連携させ、市の活力を高める」

文化そのものの振興には、人が人間らしく生きるための糧として、豊かな人間性や創造力を養い、育てるものであり、また、人と人との連帯感を生み出し、社会基盤を形成するものと言えるとともに、文化の活発化により、地域の魅力の増進につながるという意義があります。

そのうえ、文化の振興は、他の分野も含めて、新たな需要や交流、付加価値を生み出す要素にもなります。

そこで、人づくり、地域づくりにもつながる側面に注目して、文化活動を他分野の活動と連携させ、地域の活性化や新たな経済需要の創出により、市の活力を高めていくことを定めています。

第3章 高砂市における文化の現状と課題

1 文化活動の現状

現在、高砂市では多くの文化活動をしている団体があります。

そのなかで、高砂市文化連盟は、各種団体との密接な連絡協調を図りながら、自らを練り、文化を育て豊かな郷土をつくることを目的として、多くの団体が加盟し活動を続けています。平成24年4月現在、18団体で構成されており、加盟団体が年間行事として実施する高砂市文化まつりは、4月の美術協会展から始まり、秋には民謡大会、民舞発表会など、年間を通して数多くの文化活動が展開されます。各団体が日々の練習の成果を発表するとともに、市民の方々に文化に触れる機会を提供しており、多くの市民が演奏や展示物の鑑賞などを楽しみにしています。

また、生涯学習に関しては高齢者大学や公民館で、自ら学び、住みよい地域づくりを進める機会と場所の提供をしており、高齢者大学のクラブ活動や各公民館での活動グループなど、200以上の団体が文化活動を行っています。

そのほか、歴史文化に関する活動団体やボランティアグループ、公的な拠点を持たず、個人的に活発に文化に取り組んでいる市民やお稽古として活動している市民など、多くの人がさまざまな文化に関わり、高砂市の文化の発展を担っています。

2 文化活動を取り巻く課題

自主的な文化活動が盛んに行われている一方で、課題も指摘されています。平成23年6月に高砂市民を対象に実施した「高砂市における文化振興に関する調査」の結果（※1）では、下記のような意見が多く寄せられました。

- ・伝統文化、伝統産業の継承者がいない。
- ・文化団体の指導者や会員の高齢化により活動継続に危機感を持つ団体がある。
- ・市民が高砂の文化遺産（資源）について知らない。
- ・教育の場での文化に触れる機会が減少している。
- ・子育て世代や就労世代の人が文化に触れる機会が少ない。
- ・若手アーティストの発掘の機会、場がない。
- ・活動や発表、展示などの施設がない。
- ・文化活動等の情報発信が不足している。
- ・市民（若者を含む）の意見を聞くしくみがない。
- ・行政の文化活動に対する財政的補助、支援が不足している。
- ・行政が積極的にリーダーシップをとる必要がある。
- ・文化活動を行うための交通の便をよくしてほしい。
- ・図書館や歴史資料館が必要。

- ・高砂市の魅力づくりができていない。
- ・魅力ある特産品等がない。

上記のことから、これまで高砂市では多彩で魅力ある文化活動が行われてきましたが、現状においては、文化活動を担う人材や支援の制度、舞台となる環境のさらなる充実や、文化を通じ高砂市の魅力を伝えるための情報発信力、新たな文化発掘などの必要性が指摘されています。

条例の目的に定める「文化振興のまちづくり」の推進にあたっては、今後も高砂の文化の歴史を踏まえての新たな発展を求めるなければなりません。

また、平成23年11月に市内の高等学校に通学する生徒347人を対象に実施した「文化振興に関するアンケート（高校生対象）」の集計結果（※2）からは、下記のようなことがわかりました。

- ・音楽やアニメ、映画などのメディア芸術に興味があるものの、クラブ活動など文化活動に参加していない学生が非常に多い。
- ・活動しない理由として、活動、発表の場の不足、活動をする仲間や指導者の不足、月謝などの問題がある。
- ・高砂市内在住の高校生は地域での文化活動への参加（見に行くことを含む）の意向が、市外在住の高校生よりも高く表れており、地域への関心は高い。
- ・大切にしたい高砂の文化的な財産は、祭りやイベントである。

これらの高校生の文化活動の現状等から、この世代の人たちにとって、現代文化への関心とともに、伝統文化継承に対する重要性の認識はあるが、積極的に関わるための学習の機会や環境が十分ではないことが明らかになりました。

以上の若い世代を含む市民の意見を集約すると、下記の5つの、「文化の振興によるまちづくり」の推進に必要な課題が挙げられます。

- 課題1 文化を創造し、支える人材を育成、活用する
 - 課題2 文化資源（※3）を保存、発掘し、有効に活用する。
 - 課題3 市民、団体等と市が連携して、文化活動を活発にする。
 - 課題4 多様な文化交流を促進する。
 - 課題5 文化による産業振興や地域の活性化を図る。

（※1）（※2）については、資料編「高砂市における文化振興に関する調査結果」「文化振興に関するアンケート（高校生対象）集計結果」を参照してください。

（※3）文化資源とは、歴史的背景や文化的な要素を有する有形無形の資源を指します。

第4章 基本目標

高砂市文化振興条例の基本理念に基づき、人々がわがまち高砂への愛情やさずなを深め、住んでいることに誇りを持ち、「文化を大切にし、ふるさとを愛する人が集うまち高砂」の実現を目指すことにより、文化の振興によるまちづくりを推進します。

高砂には謡曲「高砂」という国民の多くに知られ、愛される文化的資産があり、これを高砂の文化のシンボルとしてさらに国内外へ発信していくことで、市民の地域における文化への関心とふるさとの文化を大切にするまちというイメージを向上させ、そのことによりさまざまな分野への波及効果が生まれ、まち全体の活性化につながることが期待できます。

基本方針ではこの謡曲「高砂」を、高砂市を特徴づける重要な文化素材とし、条例に定める基本理念を踏まえて、「文化を愛するひとづくり」「文化を育てる舞台づくり」「文化を創造する魅力づくり」を目指す姿の実現のための基本目標として定めます。

基本目標1 文化を愛するひとづくり

謡曲「高砂」を伝えてきたように、文化の永続的な継承や向上、発展のためには、文化を大切にし、創造し、また、それを支える人材の育成、充実を図る必要があります。優れた文化を創造する人材や、専門的な技能を持つ人材を活用し、次世代へ継承する機会を設け、幅広い人材を活用するしくみを整えることで、市民すべてが学び、文化を享受することができるようになり、ふるさとを愛する人が集うまちになります。

学校や地域においては、子どもたちが多彩な優れた芸術や地域の伝統文化に触れることにより、豊かな感性や創造性を育む機会を充実させ、ふるさとの文化を愛し誇りに思う心を育てます。

基本目標2 文化を育てる舞台づくり

謡曲「高砂」に代表されるように、市内には特性あふれる文化が存在し、それは現在の高砂市の生活基盤の一部ともなっています。こうした文化を大切にし、先人、先輩から受け継いだ文化遺産の保存、継承に努めるとともに、ふるさとを愛する人が集うためには、創造性と自主性を持った市民が積極的に活用することのできる、多様な文化を育てる舞台（場や環境）が必要になります。

こうした場づくりへの取り組みや、文化に関する情報の収集や発信、提供に努め、文化を大切にする環境を整備します。

基本目標3 文化を創造する魅力づくり

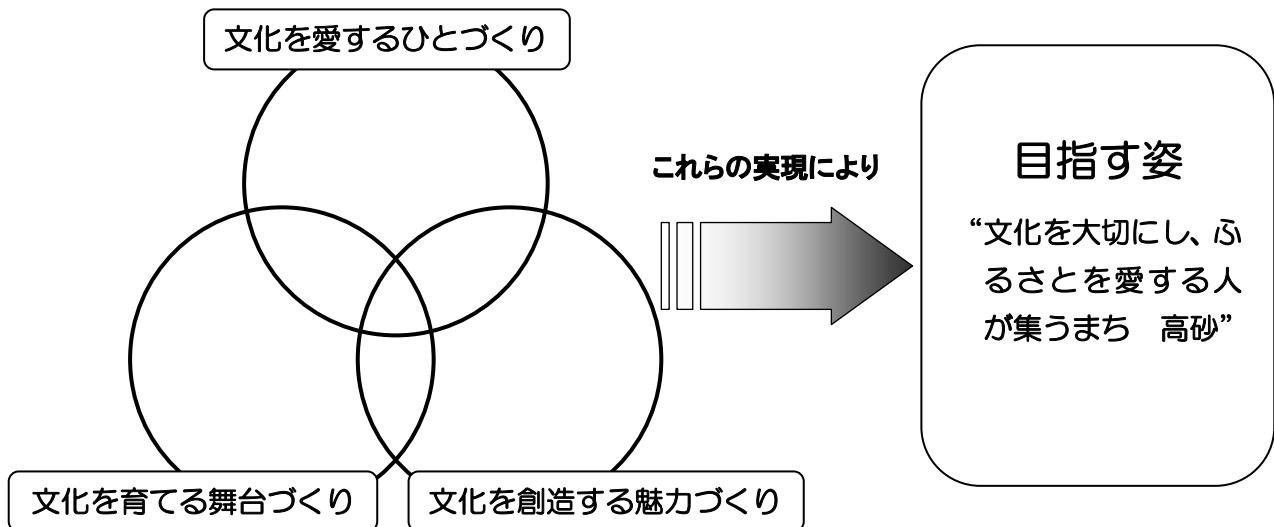
謡曲「高砂」を大切にしていることも高砂の文化の魅力です。こうした伝統文化から現代文

化まで、全国や世界の人々の興味、関心を引き付けるため“高砂の魅力”を積極的かつ効果的に発信することが必要です。

さらに、国内外の文化に関連するさまざまな分野との交流を推進し、“活躍や創造のためのふるさと”として、豊かな文化を持った高砂に多くの人が集うことにより、市のイメージが高まり、市民の生活に潤いがもたらされます。

高砂の特性あふれる文化を活用し、文化を創造するにふさわしいまちとして高砂を選択することができるような魅力づくりを通して、市の活力の向上を図ります。

＜基本目標イメージ図＞



第5章 文化振興の担い手とその役割

基本目標を達成するためには、その主体である市民、団体、学校、企業が自主性、創造性を持ち、互いに連携を図りながら協働して役割を果たしていくことが肝要です。市民、団体等には、文化振興の多様な担い手としての役割が期待されます。そして、市（行政）は文化振興に必要な環境を整備するとともに、市民、団体等の文化活動を活性化し、また可能となるようにそれらと協働し、支援することにより基本目標の達成を目指します。

1 市民

文化の創造、発展の担い手は、高砂の文化を大切にし創造性と自主性を持った、ふるさとを愛する市民一人ひとりです。

高砂市民は以前から文化的資産を大切に継承し、文化活動を続けてきましたが、より積極的に行うことで、豊かな人生を送り、自らの文化的な満足度を高めることができます。

市民一人ひとりが、さまざまな文化活動について理解し、尊重し、互いに学び、交流を深めることにより、高砂の文化振興を支えます。

2 団体

文化活動団体や NPO をはじめとする市民活動団体などは、これまで高砂の文化を大切にし、地域においてさまざまな活動を行っています。これらの市民活動団体は、組織力や独自の手法、企画力を有しており、これが豊かな地域づくりの推進力となります。

表現の自由の保障を背景として、多様な団体がその得意分野や地域の特色を活かし、自主的かつ主体的に文化活動を展開するとともに、市民の文化活動を支援することにより、高砂の文化振興を支えます。

3 学校（保育園、幼稚園を含む。）

市内の保育園、幼稚園、学校等においては、子どもたちがそれぞれの地域の歴史や特色ある文化に親しみ、体験、学習することにより、高砂の文化を大切にし、ふるさとを愛し誇りに思う心を育んでいます。

学校等は、文化が子どもたちに果たす役割の重要性を認識し、文化資源を積極的に活用して、次世代の文化を担う子どもたちの心と感性を育むうえで、保育、教育の面から高砂の文化振興を支えます。

4 企業

企業や企業財団、企業により組織される団体においては、社会貢献活動の一環として文化に係る催しを主催、後援するなど、文化活動を積極的に支援しているケースが多くみられます。従業員による文化活動への支援を行うこともあります。一方で、文化を活用しての産業振興などの主役でもあります。これらを通して地域社会の一員として高砂の文化振興を支えます。

5 市（行政）

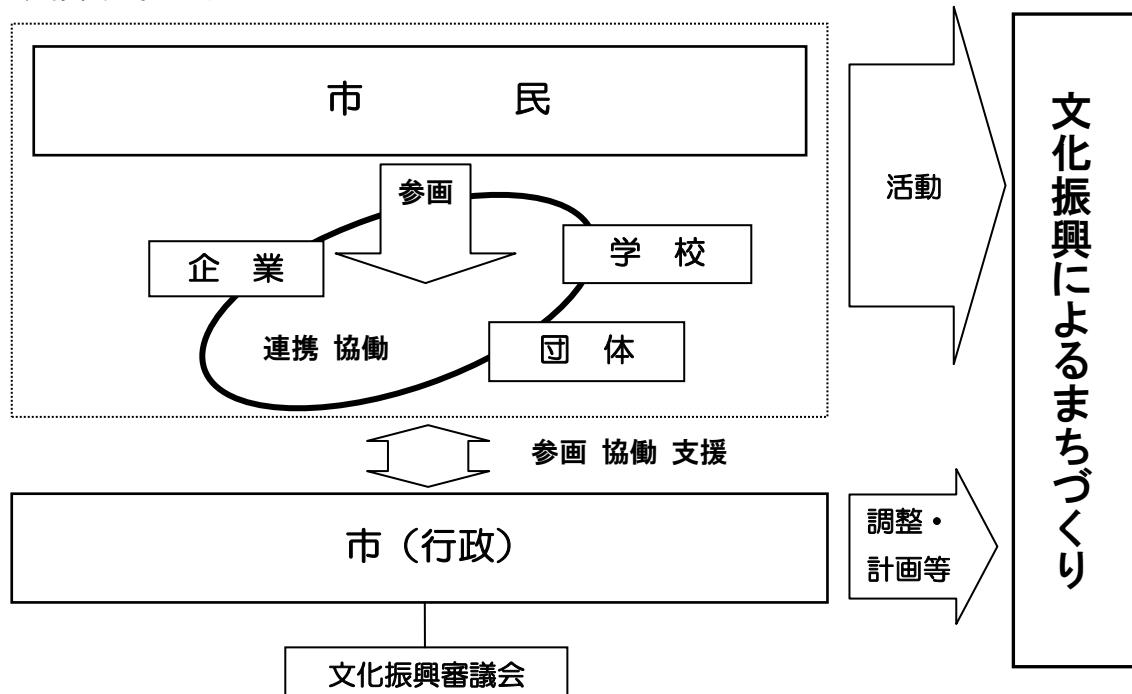
条例では市の役割と市民、団体等との関係を下記のように定めています。

- ① 文化の振興による施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ② 施策を推進するために必要な措置を講ずる。
- ③ 市民、団体等と協働して、効果的な推進に努める。
- ④ 頴著な成果を収めた者や文化振興に寄与した者の顕彰に努める。

文化に関する情報提供などの公共的サービスを担うほか、行政内部の連携や調整に努め、市民、団体等の自発的な活動を支援するとともに、市民や団体等と協働し、その活動の条件を整えることにより本市の文化振興を支えます。

担い手が相互に参画、連携、協働を図ることにより、文化振興によるまちづくりを推進します。

＜文化振興の担い手のイメージ図＞



第6章 基本施策・施策の方向

基本施策1 文化を担う人材の育成、活用

地域の文化の発展には、生涯学習を通じるふるさとを愛する市民一人ひとりの文化活動を推進するとともに、その活動を地域で活かし、それによりさらに個人が高い学習目標をもつようになります。そのためにリーダーの役割が重要で、伝統文化をはじめ、さまざまな文化活動の指導者や専門的知識をもったボランティア、地域における活動を支援するコーディネーターなどを育成し、その知識や経験、技術を活用する仕組みをつくります。

次代の社会を担う子ども達にとって、文化は感性や創造性を養い、生涯を通じて生きる力の基礎となるものです。地域における未来の文化の担い手である子ども達に対しても、育成した人材や文化振興の仕組みを通して、学習機会を作り、ふるさとを愛する心を育むことで、地域の文化のすそ野を広げ、豊かな未来を築きます。

【施策の方向1】 伝統文化などの継承者の育成

- ・地域の歴史に関する講座の実施や伝統文化を学ぶ機会の充実を図り、人材の育成に努めます。
- ・文化活動を行う個人、団体等との連携を踏まえて、指導者などの人材の育成を通し、学校教育あるいはクラブ活動において、子ども達が高砂の伝統文化を体験し、ふるさとに愛着を持てるような教育、学習を充実します。

※ 施策番号の前に○があるものは、検討中の施策例です。

<施策例>

番号	内 容
1	歴史や伝統文化を学ぶ機会の充実
2	伝統文化の体験学習
3	各種ボランティア養成講座の開催
4	指導者育成のための研修会の開催
○ 5	文化財保護ボランティアの育成
○ 6	図書館ボランティアの養成講座の開催



〈高砂文化講座「高砂学」〉



〈伝統文化の体験〉

【施策の方向2】 地域の歴史・文化研究家や専門家、コーディネーターの活用

- ・生涯学習の専門家や教育関係者、研究者の豊かな知識、経験を活用します。
- ・芸術・文化の専門家を招へいし、鑑賞や体験指導などを盛り込んだワークショップなどを行い知識や技術の普及に努めます。
- ・文化の学びを地域での活動と結び付けるため、ボランティアやそのコーディネーターなどの専門的な人材を活用します。

〈施策例〉

番号	内 容
1	研究家・専門家の活用
2	各種ボランティアの募集、登録、活用
3	地域住民による講師の活用
4	クラブ活動指導者の招へい



〈読み聞かせボランティア〉



〈歴史ガイドクラブによるまち歩き〉

【施策の方向3】 子どもの学習機会の充実

- ・多様な文化事業の充実を図り、子ども達が日常的にふるさとの文化に親しみ、その価値や楽しさを理解するよう努めます。
- ・外国人との交流など多様な文化を学ぶ機会を通し、地域への関心を高め、ふるさとの文化を再確認するように努めます。
- ・優れた作品や演奏などに触れ、感性を磨く機会を充実させ、子どもの参加を促進します。

＜施策例＞

番号	内 容
1	子どもたちの創造・発表する機会の提供、充実
2	伝統文化の体験学習（再掲）
3	未就学（園）児を対象としたイベントの開催
4	外部講師によるイベントの開催
5	外国との交流事業の促進
6	地域の子どもが集まり、活動できる場の充実
7	鑑賞・体験機会の充実



〈歴史体験教室〉



〈伝承遊び（祭りごっこ）〉



〈地域の民話（人形劇）〉



〈しめ縄づくり〉

基本施策2 文化資源の発掘、保存、活用

ふるさと高砂の文化資源を発掘するとともに、古代からの地場産業である竜山石など、市民にとって貴重な文化資源を保存、継承し、その活用に努めます。

また、謡曲「高砂」など伝統文化を次世代に継承し、活用していくとともに、このことを通して高砂が文化を大切にするまちであることを市民だけでなく広く普及させ、この文化資源を愛する多くの人を継承、活用に巻き込むことにより、時間的、空間的な拡充をもたらします。

【施策の方向1】 地域の宝の発掘、ゆかりの人物などの顕彰

- 歴史的に価値のある地域の財産を発掘するとともに、高砂ゆかりの人物などの顕彰に努め、ふるさとの良さを再発見し、誇りを持てるようにします。
- 発掘した地域の財産を活かすためにより深い調査や研究を促進します。
- 地域の財産の発掘のため、学習の機会を拡充し、また推進します。

＜施策例＞

番号	内 容
1	ふるさと文化財登録制度の推進
2	文化賞など表彰制度による顕彰
3	歴史・文化遺産めぐりの実施
4	「ふるさと高砂学」の学習
5	高砂ゆかりの人物の記念事業の開催



＜高砂ゆかりの人物記念事業＞



＜ふるさと高砂学＞

【施策の方向2】 文化に関わる資源の普及

- 竜山石などの文化資源や文化財を活用するとともに、普及、啓発に努めます。
- 既存文化財の利活用について、市民から広く意見をもとめます。

＜施策例＞

番号	内 容
1	歴史的資料の収集、保存、整理
2	高砂市史編さん事業の推進
3	竜山石を利用した文化財の標柱の設置
4	文化財施設の活用
5	歴史・文化遺産めぐりの実施（再掲）
6	文化資源を活用したイベントの実施
○ 7	文化資源（石の宝殿・竜山石切場）の保存、活用
○ 8	文化資源をめぐるまちなかでの自主的なワークショップや市民会議の開催



〈竜山石を利用した標柱〉



〈申義堂〉

【施策の方向3】 伝統文化を学ぶ機会づくり

- ・市民が伝統文化に触れ、身近なものとして親しむ機会をつくり、文化を学び、育てる取り組みを推進します。

＜施策例＞

番号	内 容
1	歴史や伝統文化を学ぶ機会の充実（再掲）
2	歴史・文化遺産めぐりの実施（再掲）
3	「ふるさと高砂学」の学習（再掲）
○ 4	謡曲教室の開催

基本施策3 文化を基盤に市民、団体等、市との連携

ふるさとを愛する市民一人ひとりの自発的活動の促進には、直接、文化に接する場や練習、発表などの活動の場が必要であり、また、各種イベントに参加しやすい環境づくりが不可欠です。こうした環境づくりには市民の理解だけではなく、関係するすべての主体が集い、協力し、連携を深めることが必要になります。

市民、団体等の文化活動に関しては、その自主性や創造性、多様性を尊重しながら、行政だけではなく文化振興を目的とする各種の団体や企業等も効果的な支援を行い、互いの連携を深めながら、文化振興に取り組んでいきます。

【施策の方向1】 活動、発表の場などの拡充

- ・公共施設や地域の空きスペースを活用し、活動や発表の場の拡充を図ります。
- ・活動や発表の場について情報提供を行うことにより、文化活動を行う団体等を支援します。

<施策例>

番号	内 容
1	鑑賞、創造、発表への主体的な参加
2	主体的な創造、発表の場の展開
3	展示・活動スペースの活用
4	新たな文化拠点の発掘、活用
5	鑑賞・発表の場の充実
6	外国との交流事業の促進（再掲）
7	講座・教室の開催
8	多様な活動団体が集まるイベントの開催
9	企業主催行事への参加
○10	活動・発表場所の調査、紹介
○11	障がい者の文化活動の充実

望を聞く機会を設け、新たな文化活動にも注意を図るとともに行政の行うイベント等にそのアイデアを活かすよう努めます。

＜施策例＞

番号	内 容
1	広報たかさご、市ホームページへの掲載
2	各団体等のホームページの運営
3	各新聞社、テレビなどへの情報提供
4	文化活動に関するポスター等の展示、チラシの配布
5	リーフレット、地図の作成、発行
○ 6	活動・発表場所の調査、紹介（再掲）
○ 7	文化活動団体等の調査、情報収集
○ 8	イベント等の情報収集、情報交換

【施策の方向3】 文化を中心とした行政施策の推進・連携

- ・文化を基盤とする地域の活性化やまちづくりの実現のために、行政内部の調整や行政と関係機関との連携に努めます。
- ・文化資源の利用や文化活動を通し、市民活動団体や企業など市内外の団体同士の協働と連携を支援します。
- ・助成制度の情報収集、提供などを行い、文化活動を支援します。
- ・文化奨励賞、文化功労賞など文化振興に寄与した人の功績を讃えます。

＜施策例＞

番号	内 容
1	各種団体等の連絡会議の開催
2	文化に関する事業への補助、支援
3	後援申請の案内、承認
4	文化会館等施設の整備、充実
5	指定管理者等との連携
6	企業との連携
7	指定文化財の保護
8	ふるさと文化財登録制度の推進（再掲）
9	文化賞など表彰制度による顕彰（再掲）
○ 10	文化資源をめぐるまちなかでの自主的なワークショップや市民会議の開催（再掲）

基本施策4 文化交流の促進

異なる分野や世代、地域を越えた多様な文化交流は、文化の持つ新たな魅力を生み出し、さらなる発展にも寄与します。誇りある高砂の文化を大切にし、それを基盤とするからこそ、多様な文化や考え方を受け入れ、交流を盛んにすることができます。その交流が新たな文化活動を生み出し、ふるさとを愛する人の集う原動力となります。

高砂の特性あふれる文化を活かしたイベントや市外から集客のあるイベントの実施など、個性的で多様な文化の交流機会を設け、市全体の活性化を促進します。

【施策の方向1】 魅力あるイベントの実施

- ・市外から訪れる人が魅力を感じるイベントの実施や異なる団体、分野のコラボレーションによるイベントの実施など、新たな魅力の向上のための取り組みを進めます。
- ・謡曲「高砂」や竜山石などの文化遺産やゆかりの人物などをモチーフとし、高砂の特性あふれる、核となるようなイベントを実施し、文化の普及に努めます。

＜施策例＞

番号	内 容
1	新たな魅力あるイベントの開催
2	核となるイベント（観月能・たかさご万灯祭等）の開催
3	文化団体のコラボレーションの促進
4	高砂ゆかりの人物の記念事業の開催（再掲）



〈高砂観月能〉



〈たかさご万灯祭〉

【施策の方向2】 国内外との文化交流

- ・国内外との文化や文化活動の交流を通して、それぞれの地域の多様な文化や新しい文化などを取り入れ、高砂の文化活動を広げ、深めます。

- ・市民が文化への理解や共感を深め、新たな文化を創造するために、国内外の異なった特性をもつ都市や人々との情報交換や交流に努めます。

<施策例>

番号	内 容
1	国内、県内の文化活動団体との交流の促進や活動の支援
2	近隣や国内の都市との文化活動の交流
3	外国との交流事業の促進（再掲）
4	外国語や外国文化を学ぶ教室、講座の開催



<東はりまコーラス大会>



<東はりま大茶会>



<国際交流バーベキュー～ラトローブ・デイ～>



<英会話教室>

基本施策5 文化による産業振興や地域の活性化

高砂の文化のもつ個性や創造性を活かし、新たな産業の創造に結び付けることにより、地域の活性化につながる取り組みを推進します。高砂が文化を大切にし、ふるさとを愛する人が集うまちであることを発信し続けることで、外部からも高砂に興味を持つ多くの人が集まり、地域の活性化に寄与することにもつながります。

【施策の方向1】 地域の活性化活動への支援

- ・新たな文化、芸術活動への挑戦や創造など、文化による地域活性化への取り組みを主体的に行う団体等を支援します。
- ・観光マップの作成など観光や地域の活性化の基盤を整備します。
- ・文化遺産や文化活動を利用する観光や、創造的な活動により地域活性化につながる事業を支援します。

＜施策例＞

番号	内 容
1	新たな文化拠点の発掘、活用（再掲）
2	核となるイベント（観月能・たかさご万灯祭等）の開催（再掲）
3	観光マップの作成
4	文化を活かした観光振興・地域活性化事業
5	地域の特産品の活用

【施策の方向2】 特産品の開発、販売

- ・高砂の特性を活かした特産品の開発、販売を支援し、地域の経済活動に連動するよう努めます。

＜施策例＞

番号	内 容
1	地域ブランド商品の開発、促進
2	高砂ブランド商品の活用
3	ご当地グルメの発信
4	地域の特産品の活用（再掲）
5	商店街の活性化事業との連動



〈高砂染〉



〈松右衛門帆布（トートバッグ）〉

【施策の方向3】 地名や風景の活用

- ・「高砂」をブランド化するとともに、「高砂」の由緒ある地名、歴史ある風景など文化の背景にある蓄積をもとに、新しい感性による文化の振興に努めます。
- ・歴史的風景や自然の風景などを映像制作のロケ地として誘致し、広く国内外に高砂の特性や魅力を発信します。

〈施策例〉

番号	内 容
1	核となるイベント（観月能・たかさご万灯祭等）の開催（再掲）
2	高砂町町名由来看板の設置
3	各新聞社、テレビなどへの情報提供（再掲）
4	ロケ地資源を整理し発信、活用

高砂市文化振興の体系

